

長野県中学校体育連盟主催大会への地域スポーツ団体等の参加資格について（R4.12.1版）

1 目的

この基準は、長野県中学校体育連盟（以下長野県中体連）主催大会への参加資格について、必要な事項を定めるものとする。

2 参加申請の条件

◎下記の条件を理解し、しっかりと遵守できる場合とする。

①長野県中体連主催大会の参加を認める条件

- ア 長野県中体連の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している。（中学校に在籍している中学生であること）
- ウ 地域スポーツ団体等にあつては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
- エ 地域スポーツ団体等にあつては、各中央競技団体が定める細則により、該当競技団体に登録・加盟していること。
- オ 地域スポーツ団体等にあつては、計画的に活動および各競技団体等の大会に出場実績があること。
- カ 平成31年2月長野県教育委員会が改定した『長野県中学生期のスポーツ活動指針』の「Ⅱ-2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組、3 運動部の活動基準（適切な休養日と活動時間等）」を遵守していること。
- キ 参加する長野県中学校体育連盟が主催する大会とその予選会となる大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に積極的に関与すること。
- ク 地域スポーツ団体等で大会に参加した場合、同じ競技で在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

②長野県中体連主催の大会に参加した場合に守るべき条件

- ア 各競技大会実施要項および、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ 大会参加に際して、地域スポーツ団体等においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること（引率細則は適用する）。また、万一の事故発生に備え、選手・指導者等が傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- ウ 大会参加費について、負担をすること。
- エ 団体競技における地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない。）

③参加を認めない場合

- ア 認定申請および参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は、参加を認めない。
- イ 長野県中学校体育連盟（各地区中学校体育連盟）に加盟している中学校および地域スポーツ団体等間の移籍について、以下の同大会期間中での移籍をしての参加は認めない。
 - ①中学校体育連盟主催の夏季大会（各地区中学校総合体育大会、長野県中学校総合体育大会、北信越中学校総合競技大会、全国中学校体育大会）
 - ②中学校体育連盟主催の新人大会（長野県中学校新人体育大会）
- ウ 地域スポーツ団体等の複数団体合同チーム編成は認めない。

3 参加の申請

- ア 参加申請は必要な書類（参加申請様式1～3）を添えて、地区中学校体育連盟事務局に申請すること。
- イ 次年度4月以降の大会参加を希望する場合、前年度の〇月末まで（検討中）に申請すること。また、出場が認められた地域スポーツ団体等は当年度5月上旬までにチームメンバー表を事務局に提出し、大会出場の意思表示とする。

4 参加の決定

- ア 参加申請書提出後、地区中学校体育連盟各競技専門部、および地区中学校体育連盟（校長会）にて書類等を審査し、長野県中学校体育連盟理事会にて参加の可否を決定し、長野県教育委員会および長野県中学校校長会への報告を経て、結果を通知する。

5 付則 本基準は令和4年10月27日から実施する。

全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格について

「全国中学校体育大会開催基準 9引率監督 参加資格の特例」に下記を追加し、参加資格とする。

◎地域スポーツ団体等に所属する中学生

(1) 地域スポーツ団体等に所属し、都道府県中学校体育連盟またはブロック中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。

(2) 全国中学校体育大会に参加を希望する地域スポーツ団体等は以下の条件を具備すること。

① 全国中学校体育大会の参加を認める条件

ア (公財)日本中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している(中学校に在籍している生徒であること)。

ウ 地域スポーツ団体等にあつては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。

エ 『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』(平成30年3月スポーツ庁発出)の「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、3 適切な休養日等の設定」を遵守していること。

オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること(登録費については、都道府県中学校体育連盟の方針による)。

カ 都道府県における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域スポーツ団体等で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

② 全国中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件

ア 全国中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 全国中学校体育大会参加に際して、地域スポーツ団体等においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること(引率細則は適用する)。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 全国中学校体育大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする(複数のチームの参加はできない)。

③ 参加を認めない場合

ア 全国中学校体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく。

※4 (2)オ 改定(令和4年10月25日理事会決定)